

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
国土交通大臣 石井 啓一 様  
警察庁長官 坂口 正芳 様

## 要 望 書

全国自転車問題自治体連絡協議会（略称「全自連」）は、自転車問題の抜本的解決を図るために、全国の市区町村が結集して平成4年に結成いたしました。以来、【各省庁名】には多大なるご支援、ご協力を賜り、私どもの活動も25年目を迎えることができました。ここにお礼申し上げます。

さて、去る平成28年12月9日に「自転車活用推進法」が全会一致で可決成立いたしました。

この法案により、今後は国土交通省に新たに設置される自転車活用推進本部を中心に、自転車活用推進計画の策定などを通して、国、都道府県と全国の市区町村が連携、協力して、自転車活用推進に向けた取り組みを進めていくこととなります。

つきましては、この節目を機に、私ども市区町村が自転車走行環境の整備に積極的に取り組めるよう、別添の第25回自転車問題解決促進大会決議文のとおり要望いたします。

平成29年1月19日

全国自転車問題自治体連絡協議会

会 長 石 川 雅 己

別添

第25回自転車問題解決促進大会大会決議

# 自転車活用推進議員連盟

会長 谷垣 禎一 様

## 要 望 書

全国自転車問題自治体連絡協議会（略称「全自連」）は、自転車問題の抜本的解決を図るために、全国の市区町村が結集して平成4年に結成いたしました。以来、私どもの活動も25年目を迎えることができ、これもひとえに先生方のご協力の賜物であり、ここにお礼申し上げます。

さて、貴連盟のご尽力により、去る平成28年12月9日には「自転車活用推進法」が全会一致で可決成立いたしました。

この法案により、今後は国土交通省に新たに設置される自転車活用推進本部を中心に、自転車活用推進計画の策定などを通して、国、都道府県と全国の市区町村が連携、協力して、自転車活用推進に向けた取り組みを進めていくことになります。

つきましては、この節目を機に、私ども市区町村が自転車走行環境の整備に積極的に取り組めるよう、国に働きかけて頂きたい、別添の第25回自転車問題解決促進大会決議文のとおり要望いたします。

平成29年1月19日

全国自転車問題自治体連絡協議会

会 長 石 川 雅 己

別添

第25回自転車問題解決促進大会大会決議

## 第25回 自転車問題解決促進大会 大会決議

一向に解決しない放置自転車問題に端を発し設立された「全国自転車問題自治体連絡協議会」の活動も、本年で25年目を迎え、本日ここに、新たな一步を踏み出すこととなった。

この間、会員自治体をはじめとする各市区町村の懸命な取り組みにより、駅周辺の放置自転車は大幅に減少させることができた。一方で、市区町村では、いまだに駅前における自転車駐車場用地の確保に苦慮しており、駐輪需要を発生させている鉄道事業者は、公共交通の運営者として積極的に放置自転車対策へ取り組むべき必要がある。

また、現在は自転車ブームと言われており、健康や環境意識の高まりを背景にした自転車の利活用が注目されているなか、自転車の利用環境の向上が課題となっている。このほか、高額な賠償が生じた自転車事故事例などによる安全対策の必要性など、市区町村に課せられる自転車関連施策は多種多様になっている。国や都道府県は自らも主体的に取り組むとともに、あわせて市区町村への支援を拡充すべきである。

よって、私たち「全国自転車問題自治体連絡協議会」は、「21世紀の交通の主役」たる自転車に関する諸問題の解決と更なる活用を図るため、自治体としての責務を認識しながら、より良い自転車施策を推進するため、関係各位に下記の事項を要望する。

### 記

- 1 各鉄道事業者においては、鉄道利用者の利便性を高めるためにも、自ら自転車駐車場を整備・運営するほか、自転車駐車場の用地を市区町村へ無償提供するなど、自転車等駐車対策を積極的に推進すること。

また、都道府県においても、市区町村と同様、駅周辺に自転車駐車場を整備し、自らが管理する道路上の放置自転車等を撤去するとともに、市区町村の同対策に対しても積極的に協力すること。

交通管理者においては、違法駐車の取り締まりを強化すること。特に、放置自転車の呼び水となる自動二輪車および、自転車の安全走行の妨げとなる自転車レーン等での検挙徹底を図ること。

- 2 国においては、自転車対策の最前線を担っている市区町村の意向に沿って、自転車に関連する各種法令の改正を行うこと。特に、自転車駐車場の付置義務対象施設に鉄道駅を含める法改正を行うこと。また、自転車利用者および歩行者相互の安全通行を確保するため、自転車の歩道通行が認められている歩道において、そのことをわかりやすく示す標識の法制化を図ること。一方で、全ての自転車の歩道走行を誘導しかねない、自転車の歩道通行の例外規定を見直すこと。

- 3 自転車は、他の交通機関に比べ、環境にやさしく健康的であることは論を待たない。自転車の利活用を推進し、適正な利用を市民レベルで定着させるためには、自転車通行空間の整備と、すべての道路利用者の順法意識の向上が不可欠である。そこで、国及び都道府県においては、市区町村の模範となるよう、道路管理者として自転車レーン等の整備を積極的に進めること。また、交通管理者は、自転車関連交通法規のわかりやすい啓発を行うほか、車道での自転車と自動車等の安全な共存を図るため、取り締まりの向上を含めたドライバー教育の徹底など、全国民に対する交通安全教育の充実を図ること。
  
- 4 自転車を総合的な交通体系の中に明確に位置づけるには、自転車の走行環境等が整備されていることが不可欠である。そこで、国及び都道府県においては、自転車の走行環境の整備を積極的に推進し、市区町村の整備促進に向けて支援策を拡充・拡大すること。
  
- 5 広く国民に定着している自転車は、今後さらなる活用が見込まれるものであり、公共交通手段の一つとして、また、被災地や発展途上国を支援する物資としても有用である。そのため、国や都道府県をはじめ、自転車に係わる関係各位すべては相互に協力し、自転車がさらに国民生活を支えていくよう、自転車施策を進めていくこと。

以上決議する。

平成28年5月19日

全国自転車問題自治体連絡協議会